

平成 24 年 8 月 30 日

各 位

会社名 株式会社アルバック
 代表者名 代表取締役会長 諏訪 秀則
 (コード番号：6728 東証第一部)
 問合せ先 経営企画室 広報・IR室長 白見 隆行
 (TEL. 0467-89-2033 大代表)

(修正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の 一部修正及び追加について

当社は、平成 24 年 8 月 13 日の取締役会において、平成 24 年 9 月 27 日開催予定の「第 108 回定時株主総会」に、第三者割当による A 種種類株式の発行に伴う定款の一部変更に係る議案を付議することを決議し公表しておりましたが、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の内容に修正及び追加をし、改めて「第 108 回定時株主総会」に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 平成 24 年 8 月 13 日公表の変更定款案へ修正及び追加をした内容、及びその理由

(1) 普通株式に係る発行可能種類株式総数並びに発行可能株式総数

平成 24 年 8 月 13 日付「第三者割当による種類株式の発行(A 種種類株式)、定款の一部変更、資本準備金の額の減少並びに株式の発行と同時にする資本金の額及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、A 種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権が下限取得価額で行使された場合、累積配当が存在しない状態で最大で 41,595,555 株の普通株式が発行されます。これに対し、現在の当社の発行可能株式総数は 80,000,000 株、発行済株式数は 49,355,938 株となっており、A 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の取得価額が修正された場合に当社の発行済株式数と潜在株式数の合計が当社の発行可能株式総数を超過する可能性があります。

当該取得価額の修正は平成 25 年 11 月 1 日(同日を含む)以降の毎年 5 月 1 日および 11 月 1 日に行われるものであり、当社の発行済株式数と潜在株式数の合計が当社の発行可能株式総数を超過し得るのは平成 25 年 11 月 1 日以降となりますが、係る状況に備えて、普通株式に係る発行可能種類株式総数並びに発行可能株式総数を拡大するものです。

また、普通株式に係る発行可能種類株式総数並びに発行可能株式総数のそれぞれの表示単位につき、万株単位としていたものを一株単位とし、表示の明瞭性を高めるものであります。

(2) 株主総会及び取締役会の招集及び議長に関する規定

株主総会及び取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため、株主総会及び取締役会の招集及び議長に関する規定に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 24 年 8 月 30 日 |
| (2) 第 108 回定時株主総会開催日 | 平成 24 年 9 月 27 日 |
| (3) 定款変更の効力発生日 | 平成 24 年 9 月 27 日 |

以上

(下線は現行定款からの変更部分を示します。また、網かけ文字 (■) の箇所) は平成 24 年 8 月 13 日公表の変更定款案へ修正及び追加をした内容を示します。)

現行定款	変更定款案						
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,000 万株とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100 株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>100,039,000 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;"><u>100,000,000 株</u></td> </tr> <tr> <td>A 種種類株式</td> <td style="text-align: right;"><u>1,500 株</u></td> </tr> <tr> <td>B 種種類株式</td> <td style="text-align: right;"><u>37,500 株</u></td> </tr> </table> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき 100 株とし、A 種種類株式につき 1 株、B 種種類株式につき 1 株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章の 2 A 種種類株式</p> <p style="text-align: center;">(A 種種類株式)</p> <p>第 12 条の 2 当社の発行する A 種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(1) A 種期末配当金</p> <p>当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種種類株式を有する株主 (以下「A 種種類株主」という。) または A 種種類株式の登録株式質権者 (A 種種類株主と併せて以下「A 種種類株主等」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (普通株主と</p>	普通株式	<u>100,000,000 株</u>	A 種種類株式	<u>1,500 株</u>	B 種種類株式	<u>37,500 株</u>
普通株式	<u>100,000,000 株</u>						
A 種種類株式	<u>1,500 株</u>						
B 種種類株式	<u>37,500 株</u>						

現行定款	変更定款案
	<p>併せて以下「普通株主等」という。) およびB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。) またはB種種類株式の登録株式質権者(両者を併せて以下「B種種類株主等」という。) に先立ち、<u>A種種類株式 1株につき、A種種類株式 1株当たりの払込金額相当額に、下記 1.(2)に定める配当年率(以下「A種配当年率」という。) を乗じて算出した額の金銭(以下「A種期末配当金」という。) の配当をする。なお、A種期末配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>(2) A種配当年率</u> A種配当年率は、平成27年6月30日までの期間においては3.5%とし、平成27年7月1日以降の期間においては4.0%とする。</p> <p><u>(3) 非参加条項</u> A種種類株主等に対しては、A種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p><u>(4) 累積条項</u> ある事業年度においてA種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がA種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(1株当たりの累積未払金を、以下「A種累積未払配当金相当額」という。) については、当該翌事業年度以降、A種期末配当金並びに普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対</p>

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p>	<p>して支払う。</p> <p>2. <u>残余財産の分配</u></p> <p>(1) <u>残余財産の分配</u></p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等およびB種種類株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および下記2.(3)に定める経過A種配当金相当額を加えた額の金銭（以下「A種残余財産分配額」といい、以下同様とする。）を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) <u>非参加条項</u></p> <p>A種種類株主等に対しては、上記2.(1)のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(3) <u>経過A種配当金相当額</u></p> <p>A種種類株式1株当たりの経過A種配当金相当額は、A種期末配当金の額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じた金額を360で除して得られる額をいう。但し、かかる計算上1ヶ月を30日、1年を12ヶ月からなる360日として（1ヶ月に満たない場合は経過日数を基準として）計算するものとする。</p> <p>3. <u>議決権</u></p> <p>A種種類株主は、法令に別段の定め</p>
<p>(新設)</p>	

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p>	<p>のある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>4. <u>普通株式を対価とする取得請求権</u></p> <p>(1) <u>株式対価取得請求権</u></p> <p><u>A種種類株主は、平成24年9月29日（同日を含む。）以降いつでも、当会社に対して、下記4.(2)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種転換請求」という。）、当会社は、当該A種転換請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、下記4.(2)に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。</u></p> <p>(2) <u>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u></p> <p><u>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種転換請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記4.(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「A種転換請求が効力を生じた日」と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、A種転換請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合に</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p> <u>においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。</u> </p> <p> <u>(3) 当初取得価額</u> <u>578 円</u> </p> <p> <u>(4) 取得価額の修正</u> <u>取得価額は、平成 25 年 11 月 1 日（同日を含む。）以降の毎年 5 月 1 日および 11 月 1 日（以下「A 種修正日」という。）に、A 種修正日における時価（以下に定義する。）の 95% に相当する額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に修正され（以下、本 4. (4) においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）</u>、修正後取得価額は同日より適用される。但し、当該価額が 1,156 円（以下「A 種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は A 種上限取得価額とし、375 円（以下「A 種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は A 種下限取得価額とする。 </p> <p> <u>「A 種修正日における時価」とは、各 A 種修正日に先立つ 30 連続取引日（以下、本 4. (4) において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記 4. (5) に規定する事由が生じた場合、上記の VWAP の平均値は下記 4. (5) に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</u> </p>

現行定款	変更定款案
	<p>「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。</p> <p>(5) A種取得価額等の調整</p> <p>(ア) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、A種上限取得価額およびA種下限取得価額（併せて以下「A種取得価額等」という。）を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりA種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}}{\text{普通株式数}}$ <p>調整後A種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、A種取得</p>

現行定款	変更定款案
	<p>価額等を調整する。</p> $\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>③下記 4. (5) (エ) に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本 4. (5) において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「A種取得価額等調整式」という。）によりA種取得価額等を調整する。調整後A種取得価額等は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p>

現行定款	変更定款案
	$\frac{\begin{aligned} & \text{(発行済普通株式 新たに発行する普 1株当たり} \\ & \text{数-当社が保有 通株式の数 払込金額} \\ & \text{+} \\ & \text{する普通株式の} \\ & \text{調整後A種取得価額等=調整前A種取得価額等} \times \text{普通株式1株当たりの時価} \\ & \text{数)} \\ & \text{(発行済普通株式数-当社が保有する普通株式の数)} \\ & \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{aligned}}{\text{④当社に取得をさせることにより}} \\ または当社に取得されることにより、下記 4. (5) (エ)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本 4. (5) (ア)④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 4. (5) (ア)④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。 ⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額 $

現行定款	変更定款案
	<p>と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記 4. (5) (エ) に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 4. (5) (ア) ⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、A 種取得価額等調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後 A 種取得価額等とする。調整後 A 種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本 4. (5) (ア) ⑤による A 種取得価額等の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>（イ）上記（ア）に掲げた事由によるほか、下記 A. 乃至 C. のいずれか</p>

現行定款	変更定款案
	<p><u>に該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後A種取得価額等、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、A種取得価額等の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>A. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにA種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>B. A種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のA種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>C. その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>（ウ）A種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>（エ）A種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後A種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p>	<p>(オ) A種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後A種取得価額等と調整前A種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。</p> <p>5. <u>金銭を対価とする取得条項</u></p> <p>(1) <u>金銭対価取得条項</u></p> <p>当社は、平成24年9月29日(同日を含む。)以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の35取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる(A種種類株式の一部を取得する時は、比例按分の方法による。)ものとし(以下「金銭対価償還」という。)、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記5.(2)に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii)A種累積未払配当金相当額および上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本5.(1)においては、上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、</p>

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p>	<p><u>金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>(2) 償還係数</u></p> <p><u>償還係数は、金銭対価償還日が(i)平成24年9月29日(同日を含む。)</u> <u>から平成28年9月30日(同日を含む。)</u> <u>までのいずれかの日である場合においては1.15、(ii)平成28年10月1日(同日を含む。)</u> <u>から平成29年9月30日(同日を含む。)</u> <u>までのいずれかの日である場合においては1.20、(iii)平成29年10月1日(同日を含む。)</u> <u>以降においては1.25とする。</u></p> <p><u>6. 金銭およびB種種類株式を対価とする取得請求権</u></p> <p><u>(1) 金銭および株式対価取得請求権</u></p> <p><u>A種種類株主は、平成27年10月1日(同日を含む。)</u> <u>以降いつでも、当会社に対して金銭およびB種種類株式を対価として、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし(以下「金銭および株式対価取得請求」という。)、当会社は、当該金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭および下記6.(2)に定める数のB種種類株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.(1)においては、上記2.(3)に定める経過A種配当金相当額の計</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>算における「<u>残余財産の分配が行われる日</u>」および「<u>分配日</u>」をそれぞれ「<u>当該金銭および株式対価取得請求が効力を生じた日</u>」（以下「<u>金銭および株式対価取得請求日</u>」という。）と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。但し、当該金銭および株式対価取得請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭が、<u>金銭および株式対価取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいい、以下同様とする。）を超える場合には、金銭および株式対価取得請求日における分配可能額を限度として、金銭および株式対価取得請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、A種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。</u></p> <p><u>(2) A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数</u></p> <p><u>上記6.(1)によるA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数は、金銭および株式対価取得請求日が、(i)平成27年10月1日（同日を含む。）から平成28年9月30日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に15を乗じて得られる数、(ii)平成28年10月1日（同日を含む。）から平成29年9月30日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、金銭およ</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p><u>び株式対価取得請求に係るA種種類株式の数の20を乗じて得られる数、(iii)平成29年10月1日(同日を含む。)以降においては、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の数の25を乗じて得られる数とする。また、金銭および株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p>7. <u>株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u></p> <p>(1) <u>株式の併合または分割</u> <u>当社は、A種種類株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p> <p>(2) <u>募集株式の割当て等</u> <u>当社は、A種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p>8. <u>譲渡制限</u> <u>A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>9. <u>法令変更等</u> <u>法令の変更等に伴いA種種類株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。</u></p> <p>第2章の3 B種種類株式</p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(B種種類株式)</p> <p>第 12 条の 3 <u>当社の発行する B 種種類株式の内容は次のとおりとする。</u></p> <p>1. <u>剰余金の配当</u></p> <p>(1) <u>B 種期末配当金</u></p> <p><u>当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「B 種期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された B 種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B 種種類株式 1 株につき、B 種種類株式 1 株当たりの下記 2. (1) に定める B 種残余財産分配額に、下記 1. (2) に定める配当年率（以下「B 種配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「B 種期末配当金」という。）の配当をする。なお、B 種期末配当金に、各 B 種種類株主等の保有に係る B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p>(2) <u>B 種配当年率</u></p> <p><u>B 種配当年率は、B 種期末配当基準日が属する事業年度中の日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式 1 株当たりの剰余金の配当の総額を B 種期末配当基準日から起算して 3 取引日前の日（同日を含む。）に先立つ 30 連続取引日（以下、本 1. (2) において「B 種配当年率算定期間」という。）の東京証券取引所が公表する当社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、B 種配当年率算定期間中に下記 4. (5)</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>に規定する事由が生じた場合は、上記のVWAPの平均値は下記 4. (5) に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p><u>(3) 非参加条項</u> B種種類株主等に対しては、B種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p><u>(4) 非累積条項</u> ある事業年度においてB種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がB種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>
(新設)	<p>2. <u>剰余財産の分配</u></p> <p><u>(1) 剰余財産の分配</u> 当社は、剰余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式 1 株につき、B種種類株式 1 株当たり 100,000 円（以下「B種剰余財産分配額」という。）を支払う。なお、B種剰余財産分配額に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p><u>(2) 非参加条項</u> B種種類株主等に対しては、上記 2. (1)のほか、剰余財産の分配は行わない。</p>
(新設)	<p>3. <u>議決権</u> B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)	<p>4. <u>普通株式を対価とする取得請求権</u></p> <p><u>(1) 株式対価取得請求権</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p><u>B種種類株主は、いつでも、当社社に対して、下記 4. (2)に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種転換請求」という。）</u>、当社は、当該B種転換請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、下記 4. (2)に定める数の普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p><u>(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u> <u>B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種転換請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記 4. (3)乃至 4. (5)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、B種転換請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p><u>(3) 当初取得価額</u> <u>578円</u></p> <p><u>(4) 取得価額の修正</u> <u>取得価額は、平成27年11月1日（同日を含む。）以降の毎年5月1日および11月1日（以下「B種修正日」という。）に、B種修正日における時価（以下に定義する。）の95%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>本 4. (4)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。但し、当該価額が 781 円 (以下「B 種上限取得価額」という。)) を上回る場合には、修正後取得価額は B 種上限取得価額とし、375 円 (以下「B 種下限取得価額」という。)) を下回る場合には、修正後取得価額は B 種下限取得価額とする。</p> <p>「B 種修正日における時価」とは、各 B 種修正日に先立つ 30 連続取引日 (以下、本 4. (4)において「取得価額算定期間」という。)) の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)) とする。なお、取得価額算定期間中に下記 4. (5)に規定する事由が生じた場合、上記の VWAP の平均値は下記 4. (5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p><u>(5) 取得価額等の調整</u></p> <p><u>(ア) 平成 24 年 9 月 29 日 (同日を含む。)) 以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、B 種上限取得価額および B 種下限取得価額 (併せて以下「B 種取得価額等」という。)) を調整する。</u></p> <p><u>①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により B 種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数 (但し、その時点</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p>で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後 B 種取得価額等} = \text{調整前 B 種取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後 B 種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、B種取得価額等を調整する。</p> $\text{調整後 B 種取得価額等} = \text{調整前 B 種取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>③下記 4. (5) (エ) に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本 4. (5) において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「B種取得価額等調整式」という。）により B 種取得価額等を調整する。調整後 B 種取得価額等は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）</p>

現行定款	変更定款案
	<p>の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\frac{\text{（発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} \times \text{普通株式1株当たりの時価}}{\text{（発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$ <p>調整後B種取得価額等＝調整前B種取得価額等×</p> <p>④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記 4. (5) (エ) に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本 4. (5) (ア) ④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 4. (5) (ア) ④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整</p>

現行定款	変更定款案
	<p>式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記4.(5)(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本4.(5)(ア)⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての</p>

現行定款	変更定款案
	<p><u>場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。</u></p> <p><u>但し、本 4. (5) (ア) ⑤による B 種取得価額等の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</u></p> <p><u>(イ) 上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記 A. 乃至 C. のいずれかに該当する場合には、当会社は B 種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後 B 種取得価額等、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえで、B 種取得価額等の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>A. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のために B 種取得価額等の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>B. B 種取得価額等を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の B 種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>C. その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって B 種取得価額等の調整を必要とする</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>き。</p> <p><u>(ウ) B種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(エ) B種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後B種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。</u></p> <p><u>(オ) B種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後B種取得価額等と調整前B種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、B種取得価額等の調整はこれを行わない。</u></p> <p>5. <u>株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u></p> <p><u>(1) 株式の併合または分割</u> <u>当社は、B種種類株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p> <p><u>(2) 募集株式の割当て等</u> <u>当社は、B種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p>6. <u>譲渡制限</u> <u>B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>7. <u>法令変更等</u> <u>法令の変更等に伴いB種種類株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置</u></p>

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 ③取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の5日</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>を講じる。</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 (削除)</p> <p>第16条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(種類株主総会)</p> <p>第 19 条の 第 15 条、第 16 条、第 18 条および第 2 19 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ②第 17 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ③第 17 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ④定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については第 14 条の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 ②前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (現行どおり)</p>

現行定款	変更定款案
<p>前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>④取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>第27条～第43条（条文省略）</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>第27条～第43条（現行どおり）</p>